セーフ・フロム・ハーム
ガイドブック

そなえよつねに
ボーイスカウト

目次

セーフ・フロム・ハーム ガイドブック

はじめに……1

第1章 「セーフ・フロム・ハーム」の取り組み……2

1.さまざまな「ハーム」……2
2.「セーフ・フロム・ハーム」のめざすもの……2
3.「セーフ・フロム・ハーム」のはじまり……3
4.外国連盟の「セーフ・フロム・ハーム」の取り組み……3

第2章 指導者の取り組み……4

1.ガイドライン……4
2.「ルール」や「マナー」……4
3.活動の中でスカウトが取り組む内容……5
4.研修……5
5.SNS、ホームページ、個人情報の取り扱い……5

第3章 組織的な取り組み……6

1.団・隊における取り組み……6
2.地区・県連盟の取り組み……6
3.コミッショナーの関わり……6
4.登録前研修……6
5.日本連盟相談窓口……6

第4章 もしもの時の対応……7

1.対応の方法……7
2.解決の糸口（傾聴の態度と心構え）……7
3.事態の程度に応じた対応……8
4.犯罪行為への対応……8

第5章 「セーフ・フロム・ハーム」に関わる問題の発生と対応……9

1.スカウト同士における問題発生と対応……9
2.スカウトと指導者における問題発生と対応……11
3.大人同士の問題……12
4.SNSの危険性……13

終わりにあたり……13

はじめに

「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員会
委員長　増田秀夫

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、世界スカウト会議の決議に則り、「セーフ・フロム・ハーム」を導入することによって、スカウトの活動が、より安全、安心に行われるように取り組んでいます。1989年、国際連合で「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は、世界には厳しい環境で育つ子どもたちが存在し、この子どもたちを守る必要があるとの認識から、「子どもの権利」を保護するものであり、日本では1994年に批准しています。

国際的な教育運動であるスカウト運動では、「セーフ・フロム・ハーム」として、各国連盟組織に対して、スカウトたちの安全を確保できる政策や施策を実行することを推奨しています。また、「セーフ・フロム・ハーム」を展開する上で3つの側面での実行を必要としています。①プログラムとしてスカウトに自信を持たせ、自尊心を大切にできるようにすること　②すべての成人がこの分野の理解と実行ができるようにすること　③組織として、危機管理という側面から対応することです。

2015年に制定した「セーフ・フロム・ハーム」ガイドラインをご覧いただくとわかりますが、「セーフ・フロム・ハーム」は、特別なことではありません。人権を尊重するということであり、人として行うべき社会ルールやマナーです。決して、日々の活動に制約を加えるものではありません。危険や危害となるものからの保護、抑止、あるいは防止につながるものです。しかしながら、危険や危害をなくすには、一部の人間だけが取り組むのでなく、この運動に関わるすべての人がこれを実行することによって初めて効果があります。一人ひとりの行動はもちろん大切ですが、同時に組織としての取り組みが大切です。

このようなことから、日本連盟では、2017年度の成人（指導者は18歳以上）の加盟登録時に、「セーフ・フロム・ハーム」の研修（eラーニングで提供）を必須としました。

さらに、日本連盟では、「セーフ・フロム・ハーム相談窓口」を設置し、問題解決に向けた支援を行ってまいります。

「セーフ・フロム・ハーム」を確実なものとしていくために、今後も研究を重ねてまいります。スカウト運動にとどまらず、例えば、全国の自治体で制定している「子ども権利条例」などの各地域での取り組み、学校の実情なども参考にしながら、先を見据えた内容としていく考えでおります。

各指導者においては、「セーフ・フロム・ハーム」の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

第1章 「セーフ・フロム・ハーム」の取り組み

スカウト活動において、自分自身と周りの人々をハーム/harm（危害や危険）から守ることを学び、より安全で安心な活動の環境を築き、維持することが「セーフ・フロム・ハーム」です。「セーフ・フロム・ハーム」は、青少年、すなわちスカウトの安全を第一にしつつも、スカウト運動に関わるすべての人が対象となります。「ちかい」と「おきて」を基盤として行われるスカウト運動とは無縁と思えるかもしれませんが、現代社会において、さまざまな危害が私たちの周囲に潜んでいる状況があります。

1 さまざまな「ハーム」

ハームは、特に青少年では、いじめ、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（無視、放置）、搾取（児童労働、強奪、恐喝）などの危害や危険を挙げることができます。

・いじめ

ある青少年に対して、一定の人的関係にある他の青少年が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった青少年が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめには、殴る、蹴るなどの身体的苦痛を伴うものや、相手の嫌がる言葉をあびせる、無視するなどの精神的苦痛を伴うものの他、インターネットやSNSを通じた間接的ないじめもあります。

・虐待

身体的虐待とは、体罰や厳しすぎる叱責をするときに起こります。

心理的虐待とは、絶え間なくあざけりを受けたり、無視されたり、責められたり、自分以外の者と否定的に比べられたりすることです。

性的虐待とは、だましたり、圧力をかけたり、脅かしたりして、性的な行為に無理やりに巻き込むことです。

・ネグレクト

青少年の保護・養育に責任ある大人が、無関心や怠慢などから、可能であるにも拘わらず食事や衣服を与えなかったり、戸外に放置したり、必要な治療を受けさせなかったりすることです。

・搾取

青少年が労働者として働かせられ、また他の者の利益目的の行動をさせられるときに、起きるものです。青少年の健康、教育、発育に悪影響のある行動が搾取に該当します。青少年の労働や、児童買春といった事柄があてはまり、ポルノグラフィーの素材に青少年を関わらせることなどがあります。

2 「セーフ・フロム・ハーム」のめざすもの

わたしたちは、「セーフ・フロム・ハーム」の導入により、次の結果を目指します。（※図1）

①ハームのない活動環境を提供することで、スカウトの年代に適した安全で安心できる活動になります。
②スカウト活動の教育環境のレベルが向上し、危機管理や事故防止が的確に行えます。
③指導者は、「セーフ・フロム・ハーム」を学ぶことにより、スカウトや保護者からの信頼が向上するとともに、指導者自身の意識の向上が図れます。
④「セーフ・フロム・ハーム」に取り組むことにより、スカウト運動の地域社会からの信頼がさらに高まります。
⑤「相談窓口」の設置によりコンプライアンスの向上とともに、活動実態の可視化につながります。

そして、これらを推進することにより、「スカウト運動の質の向上」を目指します。

よい方向にスカウトを導くためには、よい指導者が必要です。すなわち指導者の質は、スカウト教育の質につながります。

※図1

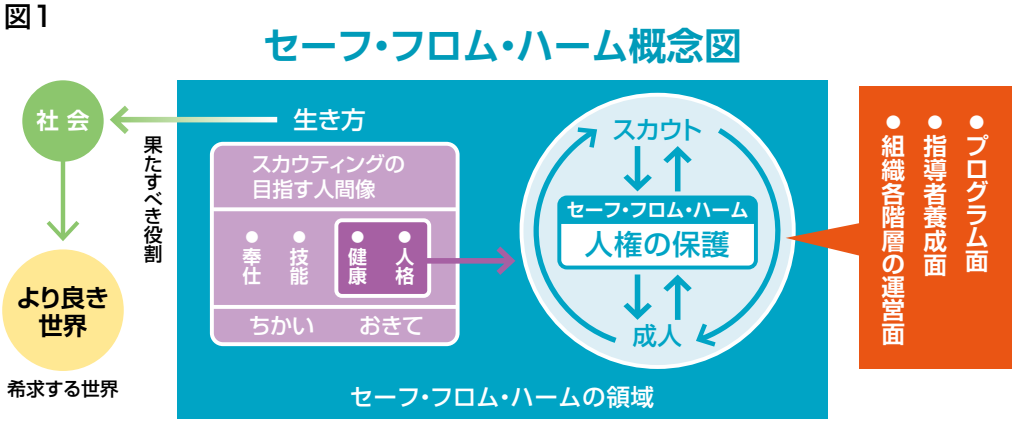

3 「セーフ・フロム・ハーム」のはじまり

国連では、1959年「児童の権利宣言」が採択され、子ども（児童）は子どもとしての権利を持つことが宣言されました。その後、国連総会では〈児童の権利宣言〉の採択20周年を記念して1979年を国際児童年と定めました。

（1）子どもの権利

子どもが権利の主体であることと、子どもが大人の指導を受けながら生育していくべき存在であることは矛盾するものではありません。

子どもは社会生活において必要な知識や常識を十分に持っていません。子どもが的確な判断、行動をするためには、大人からの教育や指導を受ける必要があることはもちろんです。

だからこそ、子どもには教育を受けさせ、広く知識や経験を得る機会が必要になります。それが子どもの権利です。

子どもは権利の主体であり、保護すべき存在であるとしても、大人による適切な教育・指導・監督・監護が必要であり、時には適切に叱責・注意することも必要とされます。

（2）「児童の権利に関する条約」

1989年、国連総会にて「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、1990年、第32回世界スカウト会議においても各加盟国が、政府に対し「児童の権利に関する条約」の批准を求める決議をしました。日本では、1994年に「児童の権利に関する」条約が批准・公布され、国内での法的効力が認められることになりました。

この条約は、18歳未満を子どもと定義し、子どもの基本的人権を国際的に保護するために定められたものです。条約は、大きくわけて4つの子どもの権利を守るように定めています。

①**生きる権利**　子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

②**育つ権利**　子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

③**守られる権利**　子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

④**参加する権利**　子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

（3）日本連盟における導入

スカウト運動では、「児童の権利に関する条約」を基に、当初は「チャイルドプロテクション」として、18歳未満の青少年を虐待から守ることに重点を置いてきました。しかし、その後、虐待はさまざまな状況で起こり得るものとして、スカウトと成人の間、スカウトとスカウトの間、成人と成人の間の問題であるとし、「セーフ・フロム・ハーム」となりました。

2002年の第36回世界スカウト会議において、「Keeping Scouts Safe From Harm」（スカウトたちを危害から守る）が採択され、世界スカウト機構は「よりよい教育の提供と危害のないスカウト活動」をめざし、「セーフ・フロム・ハーム」に取り組んでいます。

日本連盟では、2010年の第15回日本ジャンボリーにおいて、「チャイルドプロテクション（スカウトを危害から守る）方針」を大会本部要員の研修の一つとして取り上げ、2011年3月には、「チャイルドプロテクション」に関する通達を日本連盟コミッショナーより発信し、成人指導者に対してチャイルドプロテクションの重要性の周知、ならびに成人指導者研修での参加者への意識喚起などの取り組みについて明示しました。2013年第16回日本ジャンボリー／第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリーでは、さまざまな危害をなくした環境をめざし、「セーフ・フロム・ハーム」の事前研修を実施。参加隊指導者、大会運営スタッフを対象に虐待についての対処の研修をeラーニングで学びました。

2014年10月に、「セーフ・フロム・ハーム」についてのパブリックコメント募集とシンポジウムを開催しました。

そして2015年、日本で開催された第23回世界スカウトジャンボリーでは、大会運営スタッフに対して、eラーニングによる「セーフ・フロム・ハーム」の修了が義務付けられました。

2015年、「思いやりの心を育む教育」の取り組みの実行に向けて、ガイドラインを作成しました。

2016年度には、「セーフ・フロム・ハーム」の導入を決め、2017年度から成人の登録時に必修研修を行い、スカウト活動中のプログラムでも「セーフ・フロム・ハーム」を実施することで、より質の高いスカウト運動を目指しています。

4 外国連盟の「セーフ・フロム・ハーム」の取り組み

世界スカウト機構をはじめ、すでに取り組みを行っている外国連盟では、虐待を防ぐための教育的プログラムとして展開されています。虐待とは何かを具体的に学ぶとともに、そのような場面に遭遇した場合どのように対処すべきかについて学習するためのプログラムが提供されています。

スウェーデン連盟は、研究を重ね、予防手続きとして、「セーフ・フロム・ハーム」のeラーニングを実施し、これは加盟登録する指導者の義務となっています。2011年開催の22WSJではホスト国として、「Keeping Children Safe From Harm」の会議を開催し、この問題の重要性を再認識し、ISTメンバーに教育プログラムを実施しました。

アメリカ連盟は、この分野において20年以上の歴史と実績があり、「家庭との協働」を重要な方針としています。

スカウト活動に関わるすべての成人は、BSAユースプロテクショントレーニングを受講しなければ登録することができません。そして2年毎に再受講し登録を更新します。

オーストラリア連盟は、法律に基づき3年毎で認定を行っています。法律はすべての青少年団体に義務付けられており、指導者はトレーニングを受け、警察で犯罪歴照会を受けて更新しないと資格を失います。

イギリス連盟は、ネグレクト、肉体的・性的・精神的危害からすべての加盟員を守ることを方針として、「イエローカード」（成人指導者向け）、「オレンジカード」（未成年指導者・奉仕者向け）などでの運用を指導者全員に義務付けています。

第2章 指導者の取り組み

スカウトと指導者が、「セーフ・フロム・ハーム」に取り組むことにより、安全で安心できる環境の下で活動を行うことを目指します。さらにはこの実践の中で他の人々への「思いやりの心」を育み、人格・品性を高めます。指導者はこれらを達成するために、スカウト活動を通してさまざまな事柄を提供しなければなりません。

この章では指導者として遵守しなければならないガイドラインを中心に、取り組むべき項目について説明します。

1 ガイドライン

日本連盟では、「セーフ・フロム・ハーム」のガイドラインを2015年に制定し、すべての指導者に対し遵守することを求めています。ガイドラインの遵守は、スカウト運動の質を向上させ信頼を強めるだけでなく、自らの身を守り安全で安心できる活動を展開するためにも大変重要です。

指導者は、「指導者としての心構え＝自覚と責任」を持ったうえで、活動の中でスカウトの思いやりの心を育成するよう努め、保護者、そして地域社会から更なる信頼を寄せられるよう心がける必要があります。

このように指導者が心構えをしっかりと持って、活動することが、スカウト運動の「質」と「信頼性」を向上させることにつながります。

「セーフ・フロム・ハーム」をより強く推進していくために、団内やラウンドテーブルなどでの指導者同士の情報や考え方の共有、研修への参加、保護者への理解促進などを積極的に行うことが求められます。

2 「ルール」や「マナー」

指導者は「セーフ・フロム・ハーム」を実践するために、「ガイドライン」に沿った活動を進めていくための「ルール」や「マナー」について、日頃から確認しておく必要があります。指導者間だけでなく、スカウト、保護者とともに共通理解をしておくべき内容もあります。次にいくつかのポイントを例示します。

(1) 指導者とスカウトの関係

- 活動の内容に関連して、スカウトに適切な指示を行っているか。危険がある場合の禁止事項を明確にしているか。
- スカウトから指導者へ報告、連絡、相談のできる環境がつくられているか。
- いじめがあった場合の対処を決めているか。

「セーフ・フロム・ハーム」ガイドライン

・すべての人の尊厳を尊重する。

個々の人間は、多様な存在として尊重されなければなりません。スカウト活動に関わる人だけではなく、すべての人の尊厳を尊重することが求められます。

・すべての成人・青少年を平等に扱う。

人種、信条、性別、社会的身分、生まれ育ちなどによって差別してはなりません。ただし、それぞれが性別、能力、年齢、財産、職業などにおいて違いがあることを前提に、合理的な理由がある場合については違った取り扱い（必要に応じた支援など）を認めなければなりません。

・相手の嫌がることは、自分が善意のつもりであっても行わない。

相手にとって嫌なことを知るのは大変難しいことです。自分では善意だと思っていたらなおさらです。まず相手を観察し、尊厳を尊重することが大切です。そうすることによってお互いがお互いを大切に守ろうとすることにより相手を傷つけるような事態は避けられるはずです。

・すべての人に対し、脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉を遣わない。どのような悩みにも親身になって相談にのり、対応する。

普段何気なく使用している言葉も、相手にとっては脅威を与えたり感じさせたりする言葉かもしれません。過度に慎重になる必要はありませんが、今一度自分の言葉遣いに注意しましょう。相談にのり対応するときには、個人の尊厳を傷つけないよう十分に注意することが求められます。

・ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ（個人情報、顔写真などを本人または保護者の許可なく投稿しない）。

近年はウェブサイトを使用した情報発信が盛んに行われています。インターネットは大変便利なツールですが、使い方を誤ると個人の尊厳を深く傷つける恐れがあります。使用には細心の注意が必要です。

・活動中にスカウトの前で喫煙はしない。

活動中の喫煙はスカウトの目に触れないところで。また煙のにおいや受動喫煙などにも十分に注意する必要があります。

・スカウト活動中は飲酒をしない。

活動中の飲酒は絶対にしてはいけません。事件、事故などの緊急時に適切な判断や対応ができなくなります。活動中の飲酒は、行事の安全配慮に対する意識の低さ、あるいは気の緩みの現れととらえられ、活動に対する信用を失います。スカウトは「酔っぱらっている指導者なんか見たくない。」と思っています。

キャンプなどの宿泊を伴う活動時は、スカウトの就寝時間後も活動中にあたります。

・活動中飲酒はしないが、喫煙についてどのように対処しているか。受動喫煙を考慮して、喫煙後すぐにはスカウトと接触しないようにするなど配慮しているか。
・スカウトに注意するときに、感情的にならずに「どこがどのように悪いのか」を明確に示し、「どうすれば改善できるか」を年代にあわせて指導できているか。

(2) 指導者と指導者の関係

・個々の指導者が役務を正しく理解しているか。
・それぞれの役務が遂行できるように支援されているか。
・誰もが意見を言える、また、相談しやすい環境があるか。
・問題がおきたときの対処を明確にしているか（隊や団内だけで解決できること、できないことも明確化）。
・活動の中で、社会的なルールやマナーの違反はないか。

(3) 指導者と保護者の関係

・保護者にスカウト運動をより深く理解していただく機会があるか。
・日頃のスカウト活動の様子を定期的に報告、紹介しているか。
・わかりやすい説明を心がけているか。
・スカウト活動に関する方針を伝えているか。保護者からの相談に対応できる環境をつくっているか。

3 活動の中でスカウトが取り組む内容

「セーフ・フロム・ハーム」のスカウト活動への提供は、年代によって理解すべき内容や対処法が異なることを考慮し、各年代に応じた「セーフ・フロム・ハーム」を実施しなければなりません。

ビーバースカウト、カブスカウト

ビーバースカウトやカブスカウトの年代では、友だちと仲良くし、助け合うことを学ぶことによって、相手を思いやる心が芽生えます。また、ウソをついたり、ごまかしたりしないことを学ぶことができるのもこの年代です。動植物に優しい心で接し、命の大切さを学ぶこともできます。みんなで使う物を大切にし、お世話になっている人々に感謝すること、友だちの気持ちを思いやることで、お互いの約束を守り、さらに社会のきまりを守ることの大切さを学ぶこともできます。

ボーイスカウト

思春期に入った年代では、いじめや暴力行為の様相が明確化し、その対応にも苦慮します。ボーイスカウト年代では、お互いに話し合いの機会を積極的に活用しながら、「セーフ・フロム・ハーム」を学びます。内容は、いじめや暴力行為をしないこと、相手や仲間が嫌がることをしないこと、知らない人とメールを交換しないこと、などについて理解し、対処法を学び合うこともできるようになります。当然、指導者による、適切な助言が期待されます。また、実際に危険な目にあったり、目撃した場合に、いち早く上級班長や隊長、あるいは保護者に伝える方法についても学ばなければなりません。

ベンチャースカウト、ローバースカウト

この年代は、「セーフ・フロム・ハーム」についての理解も深まり、内容を把握し、危険に遭遇しないための配慮について学び合うことができます。

特にこの年代で知るべき内容は、「基本的人権としての個人の尊厳の大切さ」です。

4 研修

各指導者は、「セーフ・フロム・ハーム」についての理解を深めるため、各県連盟や日本連盟が主催するセミナーなどに、積極的に参加してください。また、2017年度の加盟登録からは、この運動に関わる成人（指導者は18歳以上）は、「eラーニング」による登録前研修が必須となります。

5 SNS、ホームページ、個人情報の取り扱い

近年、活動情報の共有や連絡、情報の発信などを目的としてSNS（Facebook、Twitter、Instagram、LINE、Skypeなど）やホームページの使用が欠かせないものになっています。日本連盟においても加盟員によるボーイスカウト活動のホームページの活用を推奨しています。

しかしながら、これらは大変便利である一方、個人情報の流出、また個人の尊厳を脅かす事態を引き起こす恐れがあります。便利で身近なものですが、「セーフ・フロム・ハーム」の観点から一度考える機会を持つことが重要です。

(1) スカウト同士の場合

子ども同士のSNSによるトラブルが数多く報告されています。これらの問題はスカウト同士の中でも起こりうることです。スカウト同士でのやりとりは指導者から見ることはできません。事前にのSNSの活用に潜む危険性や利用方法について、確認し合うことが大切です。スカウト同士で考えさせる機会を設けることも有効です。

(2) スカウトと指導者の場合

指導者からスカウトに対しての連絡手段としてSNSやEメールを利用することも多いと思います。これらのやりとりでは、個人情報の取り扱いの他に、誤解を生むような表現などにも配慮すること、また、1対1での連絡を極力しない（cc.の活用）などの配慮も必要です。

(3) 指導者と保護者・指導者

保護者への連絡手段としてもSNSやEメールを利用することがあると思います。保護者に対して、指導者が意図する正確な情報を適切に伝えられているか注意する必要があります。適切に伝えられないことが原因で双方に誤解を招く恐れがあります。

第3章 組織的な取り組み

ボーイスカウト運動では、スカウトを直接指導する隊の指導者だけでなく、団の運営を行う指導者、地域ごとに団活動の支援を行う地区、県内全体のスカウト活動の支援を行う県連盟など、多くの関係者が組織的な取り組みを実施してその活動を支えています。

1 団・隊における取り組み

(1) 意識の統一

団内のすべての指導者が、「セーフ・フロム・ハーム」のガイドラインを遵守することと、指導者がそれぞれ連携して「セーフ・フロム・ハーム」に取り組むよう団内で十分な意識の統一することが必要です。

(2) 情報共有

スカウトや保護者および指導者が、活動の内容、スカウトや保護者の様子、集会に欠席したスカウトの把握、各指導者の言動などについて、十分な情報共有を行うことが、さまざまな危害に対しての抑止や、万一、危害にあったときの、速やかな対応につながります。

(3) 保護者の理解促進

「セーフ・フロム・ハーム」の取り組みを保護者に正しく理解していただき、家庭やスカウト活動などで積極的に協力していただくことを目的として、保護者対象の説明会を実施することが重要です。

(4) 新しい指導者に対して

新たに指導者として協力いただく方に対して、団内で「セーフ・フロム・ハーム」についての説明会・勉強会を行い、その趣旨を理解したうえで、eラーニングによる登録前研修の履修を促します。

(5) ホームページなどの運用

団・隊のホームページやフェイスブックに個人の写真を掲載することについては、プライバシー権や肖像権への配慮し、あらかじめ文書で保護者や指導者から同意を得ておくとよいでしょう。その際の文書には、利用目的や利用方法を明示しておき、写真の掲載を望まない方については、その意向を尊重することも加えましょう。写真の掲載を望まない方については、団・隊で情報を共有し、誤って掲載することがないようにします。

また、ホームページに掲載する写真や文書では、悪意ある第三者による利用を防ぐため、不用意・不必要に個人名などの個人情報を出さないようにし、名札の名前が読める写真は加工するなどの配慮が必要です。

2 地区・県連盟の取り組み

各県連盟または地区では、すべての指導者が「セーフ・フロム・ハーム」のガイドラインを遵守することを目的に、「セーフ・フロム・ハーム・セミナー」を実施し、指導者の資質向上に努めます。また、スカウト活動において「セーフ・フロム・ハーム」の問題が発生していないかの確認や、発生している場合には早急に解決できるように、ラウンドテーブルなどを通じての情報共有やさまざまな検討を行う場を設けます。

3 コミッショナーの関わり

隊や団内で相談することが難しい「セーフ・フロム・ハーム」の問題は、各地区、県連盟のコミッショナーに相談ができます。コミッショナーは団訪問、隊訪問などを通じて隊・団指導者との積極的なコミュニケーションをとり、「セーフ・フロム・ハーム」の問題に対し積極的に解決のための支援を行います。

4 登録前研修

日本連盟では、この運動に関わる18歳以上の指導者および成人のすべてが、「セーフ・フロム・ハーム」の研修を受講できるようにインターネットのオンラインで行う「eラーニング」研修を提供します。

この研修は、2017年度の加盟登録を行うための必須条件となり、日本連盟全組織で取り組んでいくこととなりました。登録審査時にこの研修を修了していることが確認されます。（※オンライン受講ができない場合は、テキスト版の用意があります）

5 日本連盟相談窓口

日本連盟では「セーフ・フロム・ハーム」に関する相談窓口（専用電話、メール）を設置します。

団内などで対応が難しい内容などの相談を受け付け、解決に向けて必要な支援を行っていきます。また、当事者となり、他の人に相談しづらい内容などがある場合の相談も受け付けます。

日本連盟相談窓口の詳細については、日本連盟ホームページに掲載しています。

第4章 もしもの時の対応

日々の活動のなか、「セーフ・フロム・ハーム」に取り組むことで、スカウトが危害を受けるリスクを減らし、さらに安全で安心できる活動を展開できるようになります。そして、「セーフ・フロム・ハーム」に取り組むことによって、「危害が未然に回避される」ことこそが最も望ましい状態といえます。

しかしながら、備えていても問題が生じることがあります。そこで、問題が実際に生じたときの対応について考えてみましょう。

1 対応の方法

「セーフ・フロム・ハーム」に抵触する問題への対応は、個別の問題に即した適切な対応が必要となります。

(1) 対応の基本

①安全の確保

・生命･身体への危険がある場合は､その危険を除去します。
・必要な手当てを行い、状況の悪化を抑止します。

②正確な情報の把握

・状況を悪化させず、適切に対応するために、正確な情報を把握します。
・事実の経過をメモ、写真撮影、録音・録画などによって記録に残すとともに、客観的な証拠の収集を行います。
・当事者や関係者からの聴き取りを行う場合、例えば、直接目撃したのか、人から聞いた話なのかなどを確認し、正確に記録します。

③迅速な対応

・対応の遅れは、事態の複雑化、損害の拡大、感情対立の増幅などを生じさせ、取り返しのつかない事態を招いてしまいます。早期の対応が問題の深刻化を防ぐことにつながります。

④誠実な対応（謝罪）

・被害者に寄り添った対応を行うことが重要です。
・不誠実な対応は、被害者にさらなる苦痛（二次被害）を及ぼします。
・不誠実な対応は、関係の修復・改善が困難になります。

⑤説明責任を果たす

・事実の経過や対応などの情報を適切に開示します。
・情報の隠匿や虚偽説明は、信頼関係を破たんさせてしまいます。
・説明責任を果たさなければ、当事者や関係者、保護者、支援者、社会からの理解を得ることはできません。

(2) 日ごろからの準備

「セーフ・フロム・ハーム」に関連する問題が発生してから対応したのでは、場当たり的になってしまい、迅速で誠実かつ十分な対応をすることができません。そのため、問題が生じた場合に、①どのような情報を、②誰に、③どのようなルートで伝達し、④どのような対応をするのかなどを、日ごろから確認し、備えておく必要があります。

2 解決の糸口（傾聴の態度と心構え）

「セーフ・フロム・ハーム」に関連する問題の解決には、正しい情報を得るために、当事者からの聴き取りをすべき場合があります。当事者からの聴き取りによって、事実関係を把握し、事態の解決の糸口を見出せる可能性があるからです。

聴き取りの際の注意点は、次のとおりです。

(1) 被害を受けた人からの聴き取りの場合

「セーフ・フロム・ハーム」に関連する問題が生じた場合、事実確認、対応、原因分析、再発防止などのため、被害を受けた人からの聴き取りが必要になることがあります。

被害を受けた人が、話をしやすい環境で聴き取りをしましょう。静かで、落ちついて話せることができる適切な場所で、2人程度の少人数で聴き取りをし、必要に応じて休憩をとるなどの配慮をしましょう。2人で聴き取る場合は、1人が話を聴き、1人が観察しながらメモを取るとよいでしょう。

被害を受けた人からの聴き取りの場合、その人の気持ちに寄り添って話を聴くことが大切です。被害を受けた人は、場合によっては、忘れてしまいたいような経験を思い出しながら、自らの口で第三者に話をしなければなりません。話をすること自体が負担になることがあります。そうした人に対して、好奇の目や疑いの態度で話を聴き取ると、その人をさらに傷つけてしまいます。質問をする際も、言葉遣いや口調に配慮しましょう。

スカウトからの聴き取りの場合、大人に迎合的な態度をとることもあるので、誘導にならないような質問をするように特に注意しましょう。例えば、スカウトに対し「相手は赤い服を着ていた？」「男の人だった？」「背は高かった？」などと、答えになることを質問に組み入れて聞いてしまうと、スカウトは記憶と違っている場合でも「本当は、赤い服の男の人だったのかな」と思い、記憶に自信が持てなくなったり、質問に相槌を打ってしまうようなことがあります。質問するときは、「どんな人だった？」「どんな服装だった？」「その人は何て言ったの？」「それからどうなったの？」と、5W1Hを用います。特に重要な事実については、このような配慮が不可欠です。

また、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理するなどして、聴き取りの時間が長時間にならないように配慮しましょう。

聴き取った話が無用に他人に知られることがないようにするなどの配慮も必要です。被害を受けた人が他人に知られることを気にしている場合は、「プライバシーに配慮します」などと一言添えるとよいでしょう。

メモを取る際は、なるべく話し手の表現、言葉をそのまま記録し、聴き手の先入観や評価が入らないようにしましょう。

話の聴き手は、被害弁償や謝罪などについて、断定的判断をしたり、被害を受けた人と勝手な約束を取り交わしてはいけません。

(2) 加害者側の聴き取りの場合

事実確認、対応、原因分析、再発防止などのため、加害者側の聴き取りが必要になることもあります。

加害者側の聴き取りの場合でも、話をしやすい環境で、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理するなど、被害を受けた人の場合と同様の配慮をすべきです。また、聴き取り内容を記録しておきましょう。

加害者側の言い分も、しっかりと聴き取ることが必要です。加害者側に反省や謝罪を促す必要がある場合でも、まずは、加害者側の話を傾聴してください。自分の話を聞いてくれない人の意見やアドバイスには、反発してしまう可能性があります。

(3) 無理な要求への対応

問題となっている事柄の当事者が、理不尽で無理な要求をしている場合（例えば、子どもの経験や能力を無視して「うちの子を班長にすべきだ」などという保護者の主張）でも、聴き取りの手法としては、話をしやすい環境で、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理するなど、先述の方法で対応すべきです。

無理な要求に対しては、相手の勢いに圧倒されることがないよう、特に冷静に対応し、聴取した内容を正確に記録しておく必要があります。また、無理な要求に対しては、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

3 事態の程度に応じた対応

「セーフ・フロム・ハーム」に関連する問題になる出来事は、多種多様であり、その程度もさまざまなものが想定されます。問題の程度ごとの対応として、次も参考にしてください。

(1) 比較的軽微な事態の場合

問題が比較的軽微な場合は、隊や班、組の中での話し合いなど、現場の指導者において対応することができます。

例えば、スカウトによる言葉や表現が不適切な場合は、指導者が適切な指導をすることによって対応できます。その言葉や表現が、なぜ不適切なのかを考える機会を設けることで、「セーフ・フロム・ハーム」に対する理解が深まるでしょう。

指導者間や指導者と保護者の間で「セーフ・フロム・ハーム」に反する問題が起きた場合でも、軽微なものであれば、現場で対応することができるといえます。当事者の言い分を聴き取り、不適切な言動、誤解、謝罪、反省すべき点、今後必要な対応などを明らかにして、相互に理解を得ることで解決できると考えられます。

(2) 軽微でない事態の場合

問題によって、当事者の対立が深まっている場合や当事者が多数に及んでいる場合、傷害や損害が生じている場合などは、現場の指導者だけでは対応が困難であると考えられます。

このような場合、団委員長や地区コミッショナーなどの関与を求める他、必要に応じて日本連盟の相談窓口を利用しましょう。

(3) 重大な事態の場合

問題が、もはや犯罪行為にあたる、あるいは疑われる場合、死傷者が出るなど、重大な結果が生じる場合は、警察への通報などが必要になります。

また、児童虐待防止法6条では「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない」と定めています。内容によっては、このような対応も必要です。

いずれの対応であっても、重大な事態の場合は、組織的な対応が必要になります。

4 犯罪行為への対応

スカウト活動において、犯罪が発生するようなことは考えにくいですが、万一の場合の対応について考えましょう。

(1) 犯罪の類型

身近に起こりうる犯罪として、次のようなものがあります。

①人の物を盗む行為→窃盗罪（刑法235条）
②脅してお金を奪う行為→恐喝罪（刑法249条）
③他人の物を取上げて壊す行為→器物損壊罪（刑法261条）
④人を叩いたり殴ったりする行為→暴行罪（刑法208条）
⑤人を叩いたり殴ったりしてケガをさせた場合→傷害罪（刑法204条）
⑥自動車の運転により人をケガさせた場合→過失運転致死傷罪（自動車運転致死傷法5条）
⑦13歳以上の男女に強いてわいせつな行為をした場合、13歳未満の男女にわいせつな行為をした場合→強制わいせつ罪（刑法176条）
⑧公然と人を侮辱する行為→侮辱罪（刑法231条）
⑨人の名誉を棄損する行為→名誉棄損罪（刑法230条）

(2) 犯罪被害に遭ったと考えられるとき

犯罪行為があったと考えられる場合の対応は、次のとおりです。第一に被害者の安全確保を最優先し、警察に協力します。

①被害者側への対応

a. 安全確保、傷の手当て
b. 警察への被害の申告
・犯罪の被害に遭った場合は、直ちに警察へ被害の申告を行いましょう。
・安全確保や証拠保全の効果が期待できます。
c. 事実関係の把握
・事件の日時、場所、経緯、内容
・加害者や保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
・被害状況（医療機関で診断書を取得、目撃情報の収集、写真撮影）、損害額
d. 弁護士への相談、弁護士の選任
・具体的な事案における対処法や証拠保全などについて、専門的なアドバイスを受けることができます。
e. 団や地区、日本連盟への報告

②加害者側の対応

a. 被害者の安全確保
b. 事実関係の把握
・事件の日時、場所、経緯、内容
・被害者・保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
・加害者側に有利な事実の収集、加害者の被害状況の確認
c. 謝罪・被害弁償
・弁護士のアドバイスのもと、適切な方法で行う。
・加害者が被害者と無理に接触すると、さらなるトラブルのもとになるため、弁護士が立ち会わない状態で直接接触しない。
d. 弁護人の選任

③団・地区の対応

a. 事実関係の把握
・事件の日時、場所
・加害者や被害者、保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
・事件の経緯、内容
・類似事件発生の有無
b. 謝罪・被害弁償
・弁護士のアドバイスのもと、適切な方法で行う。
c. 捜査協力
d. 日本連盟への通報
e. マスコミ対応

※マスコミ対応については、運動全体に影響を及ぼす内容もあります。県連盟や日本連盟との連携が不可欠です。

第5章 「セーフ・フロム・ハーム」に関わる問題の発生と対応

「セーフ・フロム・ハーム」に関わる問題は、さまざまな状況で異なった形で発生するものです。いじめ・虐待は、子どもたちが時間を過ごすところで起きます。スカウト活動だけでなく、家庭、学校、地域、インターネット上などにおいても起こり、時にそれが関連性をもっています。

また、問題は、スカウト同士、スカウトと指導者、さらに、指導者同士および保護者との関係の間で起こります。

1 スカウト同士における問題発生と対応

【事例1】

ある隊のキャンプ中の出来事です。A隊長のところにBスカウトがやってきて、「Cくんがいじめられています」と伝えてくれました。

●対応の考え方

「いじめ」の特質

いじめが起きると、被害を受けている子どもに深刻な苦痛を与え、尊厳を損ない、心身の健全な発達を阻害してしまいます。しかしながら、実際にいじめが発生している場合でも、被害を受けている子どもは、大人に対して被害のことを話しにくいことがあります。これは、いじめを受けるのは自分が悪いからだと考えていたり、いじめを大人に告げることによる報復を危惧したり、親が心配することを避けたいと考えたり、いじめを受けていることに恥ずかしい気持ちがあったり、いじめによって萎縮してしまって被害申告をする勇気を持てなかったりと、いろいろな理由が考えられます。こうした被害申告のしにくさが、いじめ問題の発見を難しくしています。

いじめの発見方法

いじめの被害を受けている子どもが、いじめを隠そうとして取り繕っている場合でも、いじめのサインが出ていることがあります。

例えば、笑顔が見られなくなる、視線をそらすようになる、1人でいることが多くなる、ある子どもの発言や動作に冷やかしの言葉や嘲笑が起こる、衣服が汚れている、持ち物がなくなる、活動に来なくなるなどの状況があれば、いじめが起きている可能性があります。

普段の活動の中で、スカウトの人間関係や個々のスカウトの表情、行動、言動を観察することで、こうしたサインを見逃さないようにしましょう。観察した結果を記録したり、スカウトの様子を観察する役割の指導者を置くなどの方法をとることも考えられます。

次の事例は、「いじめ」か「いじめ」でないのかの判断がつきにくいものですが、指導者としての適切な観察眼があれば防止できた事例と思われます。

【事例2】

B君は、温和で従順な子です。班長や周りのスカウトたちから無理な仕事を言われても、にこにこ笑ってやっています。ボクシングのようにパンチをされても、「痛いな」というだけでやり返しません。B君は「自分の性格」だと思っていて誰にも言いませんでしたが、だんだんエスカレートし、パンチで歯が折れたり、つらい思いをするようになり、母親に相談しました。今となっては、もっと早く言えばよかったと思っています。

●対応の考え方

このような場合、途中の段階で、果たして「いじめ」なの

か否か指導者が直ちに判断できにくいこともあります。しかし、B君の顔の表情・態度・瞳孔などをよく観察すると必ず拒絶したいサインが見て取れるはずです。それを見過ごさないような指導者になりたいものです。

また、いじめがある場合、まず、事実関係の把握が必要です。当事者からの聴き取りの方法は「第4章」を参照してください。特に被害者からの申告がある場合、被害者は勇気を振り絞って声を上げていることを理解し、指導者は真剣に向き合って傾聴してください。

いじめへの対処

いじめている子どもは、冗談や悪ふざけだと考えて、「いじめ」であることを認識していない場合があります。また、被害を受けている子に問題がある（動作が遅れる、うまくできない）ので、悪いのは被害を受けている子であり、自分は悪くないなどと考えている場合があります。

このような状態のまま、いじめている子どもに形式的な謝罪をさせても、根本的な解決にはなりません。「被害を受けた子がどのように感じたのか」、「なぜそんな風に感じたのか」、「自分が逆の立場に置かれるとどうか」ということを考えて、被害を受けた子のつらさや苦しみを、いじめている子にしっかりと理解させる必要があるのです。

そして、ダメなことはダメ、やっていけないことは絶対いけないと教えることが必要です。

もっとも、いじめている子は、自分なりの言い分をもっていることがありますので、いじめている子の考えもきちんと傾聴し、そのうえで、誤りを指摘する必要があります。いじめている子の言い分をきかないまま、一方的に「あなたが悪い」と評価を押し付けると、その子が反発し、相手の気持ちを理解するせっかくの機会を失うことになりかねませんので注意しましょう。

事実関係の確認方法として、当事者以外の子どもに「いつ、どこで、誰と誰が、何をしていたか」について、アンケートをとることも有効です。

「いじめ」には、いじめられる子といじめる子、そしてそれを周りで見ている子がいます。周りで見ている子は、「自分もいじめられたら困る」などと考えて、関わらないようにしていることがあります。しかしながら、周りで見て見ぬふりをすることは、いじめられている側からみると、いじめに同調しているように見えます。

周りで見ている子には、いじめは他人事ではないことを教え、いじめを知らせる勇気を持たせることが大切です。

指導のヒント

日頃の活動の中で、いじめについて考える機会を持ち、いじめが絶対に許されないことを指導しましょう。考える機会を持つことで、いじめを許さないという雰囲気が生まれてきます。

また、いじめを防ぐために大切なことは、お互いの違いや良さを認め合い、相手を思いやる心を育むことです。相手の立場や「相手がどう思うか」について、思いを寄せることができるスカウトになるよう指導していきましょう。

【事例3】

カブスカウト隊のある日の活動でドッジボール大会を行いました。1組と2組でドッジボールをしています。1組の身体の大きなくまスカウトのA君が2組の小柄であまりスポーツが得意でない、しかスカウトのB君だけを狙って、アウトにします。1組の他の組員もB君を狙うようになり、2組の組員からは、B君をかばうのでなく、アウトになることへの非難が起こるようになりました。A君はゲームだから弱い者が狙われるのはしょうがないと考えているようです。

●対応の考え方

受け止め方の違い

この事例は、見る人によっては、「いじめ」であると考えないかもしれません。

しかしながら、誰が見てもいじめだと思うような、暴力的なもの、過激なものだけがいじめなのではなく、その行為や言動の対象になっている子どもにとって苦痛を伴うものであれば「いじめ」なのです。

そのため、同じことをされた場合でも、された人の個性や考え方、性格、その行為をした人とされた人の人間関係などによって、いじめになったり、いじめにならなかったりするのです。相手を傷つけるつもりがない行為でも、受け手によっては、深く傷ついてしまうことがあるということを理解しておく必要があります。

冗談や悪ふざけのつもりの行為でも、相手にどのように伝わるか、相手がどのように感じるかということを考えなければなりません。そして、相手がどのように感じるかを予想するためには、日頃の活動を通じて、相手の個性や考え方を知っておくことが大切になります。

指導のヒント

一方的にA君を叱るのではなく、A君がそのようなことをした経緯を確認しましょう。また、B君はどのように感じているかも確認しましょう。ゲーム、遊び、スポーツなど、それぞれにルールがあります。最初にルールを確認する、年代によっては、ルールを最初に話させることもよいでしょう。ふだん、ゲームを通じて、表彰する観点にも通じることです。それぞれの年代に見合った理解できる示し方を心がけましょう。

【事例4】

ふくろう班のAスカウトに対し、班員が集団でA君を無視して活動の中からはじき出す行為が行われている。

連絡網などでの情報が伝達されないため、活動に参加できなくなってしまいました。

●対応の考え方

無視（ネグレクト）の特性

無視（ネグレクト）は、いじめの態様の一つです。無視は、いじめている側からの暴力や、言動などがありませんが、多数の者から無視されることは、いじめられている子にとって存在

価値の否定となり、非常につらく、尊厳を著しく害されることになります。

指導のヒント

集団のメンバーに対して、集団から無視されることのつらさを理解させ、そのような行為に加担しないように指導する必要があります。ボーイ隊の班であっては班長、次長ともよく話をすることも必要です。

問題が発覚するのは、切羽詰まってである場合が多く、無視をされたスカウトの話を聞き手としての大人は何としても誠意を持って聞いてあげることが必要です。スカウトにとっては、この時しかないのかもしれないという思いで接することが望まれます。

そして、スカウト自身も身を守るための知識と力をつけるためには、以下のような学びが必要です。

1. スカウトは、危険予知、危険回避の方法について学びましょう。
2. スカウトに、自分自身が安全で安心に暮らす権利や参画の大切さについて考える機会を提供しましょう。
3. スカウトに、年代にあった「セーフ・フロム・ハーム」を提供しましょう。
4. そして、相手を思いやる、「思いやりの心」を学びましょう。
5. 危険は、いち早く近くの大人に伝えるようにしましょう。

<参考>
「いじめの連鎖（外傷性転移）」
いじめられている子どもが加害者にはかなわないために、優しくしてくれる友だちや家族、あるいは小動物などをいじめる側に回るような行為をいじめの連鎖などという場合があります。
早めにいじめの芽を摘む、すなわち子ども自身が早めにいじめを断ち切るための行動に出ることが大切です。

2 スカウトと指導者における問題発生と対応

【事例5】

スカウト活動中、ロープワークの指示が出ていましたが、遊んでいた班だけ時間になってもできませんでした。B副長は注意として班全員を砂利の上に正座させました。

●対応の考え方

体罰の絶対禁止

体罰は絶対禁止です。
体罰は、殴る・蹴るなどの暴力行為のほか、正座・直立、走らせるなどによって、子どもに極端な肉体的苦痛を与える行為などが含まれます。
体罰は、子どもを肉体的にも精神的にも深く傷つけることになり、子どもの尊厳を著しく損ねてしまいます。また、体罰を受けた子どもは、大人に対する不信を持つようになるほか、指導者が体罰を行うと、子どもに「力による支配が許される」という誤った認識を与えてしまいます。体罰による指導では、相手を思いやるという気持ちを育むことはできません。
「自分が子どもの頃は体罰を受けた」、「あの子は口頭での注意だけではわからない」という発想は間違いです。子どもは、体罰をする大人に対して、表面上は従いますが、心を開くことはありません。体罰よりも、指導者の深い愛情に基づく真摯な説得の方が効果的だと考えられます。
体罰でなく、「しつけ」程度ならば、許されるのではと考える方もいるかもしれませんが、「セーフ・フロム・ハーム」の観点からすれば、そのような行為は避けなければなりません。子どもを1人の人間として尊重し、向き合っていれば、あえて力でねじ伏せるということは起こらないはずです。

指導のヒント

指導者としては、体罰は絶対やってはいけないことをB副長に対し、厳重に注意することが必要です。近年、学校関係者にも積極的に学ばれている“アンガー・マネジメント・スタディ”（怒りを鎮める6秒間待つ訓練）からも多くのヒントを得ることができるかもしれません。
スカウトへの指導としては、「なぜ、注意されたのか」、「どのように行動すればよかったか」を班内で考えさせる方法が考えられます。班長への注意喚起をしましょう。

体罰が疑われる場合

活動中に体罰と疑われる状況があった場合、直ちに、事実関係を調査し、保護者に対して、事実を報告し、謝罪すべきでしょう。子どものケアを最優先し、事案の程度に応じて、後述の対応をしてください。

体罰を防ぐために

安易に「愛の鞭なら許される」などと考えてはいけません。隊や団で、体罰が許されないという認識を共有しましょう。
指導者の指導力不足や支援がないために指導者が孤立してストレスを抱えることなどによって、体罰に及んでしまうことがあります。こうした原因を除去し、隊や団内でスカウトの指導方法についての勉強会などを行って体罰の起こらない環境を作っていきましょう。

【事例6】

C副長は動作の遅いA君に「なんで君はみんなと一緒にできないのだ」と口癖のように言い、他のスカウトへは「あいつはしょうがないから、ほっとけ」と言いました。

●対応の考え方

心理的な虐待

子どもに対する「力」による虐待がなくても、大人が子どもに対し、威圧的に接したり、非常に批判的な態度や拒絶的な態度をとったり、無視したり、差別的な扱いをすることは、心理的な虐待となります。子どもに対して手を挙げた場合だけが虐

待になるわけではありません。

スカウトと指導者の立場の違い

スカウトにとって指導者は、スカウト活動にとどまらない人生の師にあたります。そのような立場にある指導者から、暴力的な言葉や批判的な言葉を投げかけられた場合、スカウトは非常に傷ついてしまいます。

何気なくあるいは悪気のない言葉でも、子ども同士の言葉とは重みが違っており、相手を傷つけてしまうことや、指導者による特定の子どもに対する発言がいじめの原因になることを理解する必要があります。

指導のヒント

C副長は、A君に対する批判的な発言を繰り返していることから、A君に対する心理的虐待を行っています。また、C副長が他のスカウトに対して「あいつはしょうがないから、ほっとけ」と言ったことが、A君に対するいじめの原因にもなりかねません。このような言動は許されません。

C副長の言動を適切に謝罪し、C副長を指導するほか、場合によってはC副長がA君と接触することがない役務につかせることも必要になります。

特別な配慮が必要なスカウトの場合

障がいのあるスカウトに対する配慮は、ややもすると周りのスカウトたちには理解されないことがあります。

しかしながら、障がいのあるスカウトに対し、必要な配慮をすることは、他のスカウトに対する差別扱いではありません。スカウトや保護者との間で障がいについて学ぶ機会を設け、配慮が必要であることをしっかりと伝える必要があります。そして、相手の立場を理解して、支え合える活動ができるように指導していきましょう。

なお、障害のあるスカウトやその保護者が、障がいのあることを知られたくないと考えている場合には、個性の問題として学びの機会を設定するなどの配慮をする方法があります。

3 大人同士の問題

【事例7】

A副長は来月予定のプログラムの担当になりました。経験が浅いので準備状況がよくわかりません。他の指導者は協力すると言ってくれていましたが何の連絡もありません。

自分なりの計画を作成しましたが、隊長から「これじゃあ、だめだ」との一言です。せっかく指導者になったのに熱意も情熱も冷めてしまいました。

●対応の考え方

適切な支援をすること

これまで経験がなかった方に対し、新たに隊指導者、地区役員などの重要な役割をお願いすることがあります。その際、過度の責任・役割の押し付けや誰もフォローしない状態になると、十分な対応ができず、活動の質が低下することになってしまいます。場合によっては活動の安全性が確保されないことになりかねません。

また、適切な支援がなければ、指導者が孤立し、ストレスを抱え、熱意を失ってしまうことになります。こうした事態を避けるためには、適切な支援が不可欠です。

適切な支援を積極的に行い、よりよい活動を作り上げていきましょう。

【事例8】

B女性副長は男性副長から、スカウトへの指示が否定され、スカウト経験がないことへの嫌味、からかいに我慢できなくなり悩んでいます。隊長からの話しかけもなくむしろ批判されます。活動への幻滅を感じ、辞めたいと申し出が団にありました。

●対応の考え方

指導者間において、性別などを理由として、その人の発言を軽視するなど、不合理な対応が行われていないでしょうか。すべての人の尊厳を尊重するということは、事例のB副長が置かれているような状態を生じさせないということです。

【事例9】

カブ隊のC君のお母さんは、とても教育熱心ですが、自分の子ども中心に物事を考える人です。

C君から集会の様子を聞き、「A副長の教え方が悪いからできなかった」とか、「B君と一緒だからゲームに勝てなかった」と毎回のように隊長に些細なことでクレームがきます。

挙句に、「B君と別の組にしてほしい」「A副長は指導が悪いから辞めさせてほしい」と言い、隊長は困っています。

●対応の考え方

スカウトを介してのコミュニケーションだけでなく、直接に隊でのスカウトの様子などを紹介する保護者会などを定期的に持つなど、保護者とのコミュニケーションをうまくとるようにしてください。

保護者に、スカウト活動の教育方法などを十分に理解してもらうことが必要です。育成会（保護者会）との協働でスカウト活動が行われていることを理解していただくようにしてください。

【事例10】

夏の隊キャンプでのことです。夜、参加の保護者から勧められるまま指導者が飲酒し、飲酒は深夜まで続きました。スカウトたちはなかなか眠れなかったようです。他の隊指導者は制止することができませんでした。

●対応の考え方

スカウト活動中の飲酒は厳禁です。また、保護者とのコミュニケーションの必要があったとしても、アルコールの有無に拘わらず節度ある時間で終わらせるべきです。大人だけの懇親会は別途行えばよいはずです。

4 SNSの危険性

【事例11】

A君たちは、仲間で集まることになり、SNSを使って連絡を取り合うことにしました。A君は、B君に対して、交通手段を聞くつもりで「Bは何で行くの？」とSNSに投稿しました。ところが、B君は、「Bは何で行くの？」という投稿で交通手段を聞かれているとは思わず、「B君はなぜ参加するのか？」とA君がB君の参加を拒んでいるように受け取りました。

●対応の考え方

誤解を生じやすいこと

EメールやSNSでのやり取りは、相手に、主に文字を使って伝えることになります。文字でのやり取りの場合は、相手の表情が見えないことから、相手に誤解を与えやすくなっています。

EメールやSNSの利用時には、対面している相手と話をする場合以上に、「受け手がどのように感じるのか」をよく考えて送信する必要があります。誤解を生じる文言の送信は、トラブルの原因となります。

文章を発信する前に、誤解を生じる表現になっていないかを考えて、読み返すように指導しましょう。

【事例12】

A君は冗談のつもりでB君の悪口をSNS上に書き込みました。B君には見られない設定にしていましたが、他の友だちがそれをコピーして書き込みをしたことで、結局B君にもその悪口が伝わりました。

●対応の考え方

情報が拡散し、被害が拡大しやすいこと

インターネット上の情報は、簡単にコピーや引用をすることができます。そのため、SNSに書き込んだ情報が、意図しない相手まで届いてしまうことがあります。また、インターネット上の情報は、拡散しやすく、多くの人の目に触れてしまう可能性があります。さらには完全に消去することができず、被害が続いてしまうことがあります。

他の人が悪口に同調していくようなことがあれば、いじめに発展し、24時間絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間でも深刻な状態になりえます。また、指導者や保護者の見えない所で行われるため、大人がいじめの事実を把握することが非常に困難です。

インターネットの仕組みや特性を理解しつつ、自分の投稿や言動に責任を持つ、また、安易な投稿をしない、させないことも大切なことです。

犯罪にあたる場合があること

故意に特定の人を誹謗中傷する投稿や発言をした場合はもちろん、たとえ冗談のつもりで行ったことであっても、人の社会的評価を低下させる行為は、名誉棄損罪（刑法230条）、侮辱罪（刑法231条）などの犯罪にあたる場合があります。

SNSなどでのいじめがあった場合

SNSなどでのいじめがあった場合の対応としては、書き込み内容をプリントアウト、画面を写真撮影するなどして保存し、発信者情報や掲示板などのURLを控えること、掲示板などの管理者やプロバイダーへの削除依頼などを行うと共に、通常のいじめに対する対応をとっていくことになります。

また、匿名での誹謗中傷をする怪文書などもSNSなどのいじめと同様の問題があります。

【事例13】

A君は親友と撮った写真がとてもうまく撮れたため、SNSに投稿しました。その際、SNSに自分の名前なども一緒に書いてしまいました。数日後、A君は自分の写真が画像掲示板に出ていると聞き、確認するとA君の写真が掲載されていました。しかも本当でないことや自宅の電話番号までも書き込まれていました。

●対応の考え方

個人情報流出の防止

SNSなどに安易に個人情報を掲載すると、個人情報の悪用を考えている第三者に利用されてしまう危険があります。したがって、個人を特定できるような情報は掲載しないようにしましょう。

また、SNSなどをきっかけとして性犯罪被害や詐欺被害に遭うリスクがあります。知らない相手と連絡を取らないこと、友だち検索機能を限定する設定にすること、迷惑メールに返信しないこと、位置情報機能を解除することなどが必要になります。

万一、トラブルに遭ったら警察庁インターネット安全・安心相談（https://www.npa.go.jp/cybersafety/）などに連絡しましょう。

終わりにあたり

このガイドブックをお読みいただき、どのようにお感じになられたでしょうか。前半には基本的な取り組みについて説明をし、後半は、身の周りに起きそうな事例とその取り組みの考え方を示しました。冒頭にもあるとおり、ガイドラインにある内容は特別なことではありません。しかしながら、それが個人の取り組みを越えて、団体として、どのように取り組むか、それが「セーフ・フロム・ハーム」の要点となります。私たちの運動は、青少年が社会において責任のある役割を担い、有為の人生を送れるよう支援する、すなわち、よき社会人を育てていく運動です。

指導者一人ひとりのこの運動に携わる喜びにつながるものですが、それに伴う責任もあります。スカウトたちは指導者の姿を見て育ちます。指導者の背中には憧憬と信頼の眼差しが向けられています。それは、スカウトのみならず、保護者の方々の眼差しであり、社会の人々からの眼差しです。

私たち一人ひとりが、この方針に則り、スカウト運動が今以上に信頼される運動に発展し、やがては社会にもよい影響を及ぼすことができるよう願って止みません。これからも積極的にお取組みいただくようお願いいたします。

セーフ・フロム・ハーム　ガイドブック

平成28年12月16日

作成　「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員会

発行　公益財団法人
ボーイスカウト日本連盟

〒113-0033
東京都文京区本郷1-34-3
電　　話：03-5805-2634（教育開発部）
ファックス：03-5805-2908
E-mail　　：sfh@scout.or.jp